

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成27年4月14日

【会社名】 モリト株式会社

【英訳名】 MORITO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 一 坪 隆 紀

【本店の所在の場所】 大阪市中央区南本町4丁目2番4号

【電話番号】 06-6252-3551

【事務連絡者氏名】 取締役 上席執行役員 管理本部長 小 島 賢 司

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区南本町4丁目2番4号

【電話番号】 06-6252-3551

【事務連絡者氏名】 取締役 上席執行役員 管理本部長 小 島 賢 司

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 168,000,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 モリト株式会社東京事業所
(東京都台東区駒形2丁目4番8号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、平成27年4月14日付で四半期報告書を提出したことに伴い、平成27年4月10日付けで提出した有価証券届出書について、当該四半期報告書を組込情報に追加し、必要な修正をするため、また記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたのでこれらを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

3 発行条件に関する事項

第三部 追完情報

第四部 組込情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

第一部 【証券情報】

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

（省略）

< 概要 >

（訂正前）

役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託(以下「BIP信託」といいます。)とは、業績指標等に応じて取締役(社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下「取締役」という。)に当社株式が交付される株式報酬型の役員報酬制度(以下「本制度」といいます。)です。

本制度では、一定の要件を満たす取締役を受益者(注2)として、当社が当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口)は、予め定める株式交付規程(注3)に基づき当社取締役に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社からの第三者割当によって取得します。なお、本信託では信託法で定められた信託管理人を設置し、信託管理人は受益者のために本信託の運営を行います。本信託契約では、信託管理人としての実績がある公認会計士が就任予定であり、本制度の内容につき事前確認し、信託契約に定める指図を行うものとします。

（省略）

（訂正後）

役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託(以下「BIP信託」といいます。)とは、業績指標等に応じて取締役(社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下「取締役」という。)に当社株式が交付される株式報酬型の役員報酬制度(以下「本制度」といいます。)です。

本制度では、一定の要件を満たす取締役を受益者(注2)として、当社が当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口)は、予め定める株式交付規程(注3)に基づき当社取締役に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社からの第三者割当によって取得します。なお、本信託では信託法で定められた信託管理人を設置し、信託管理人は受益者のために本信託の指図を行います。本信託契約では、信託管理人としての実績がある公認会計士が就任予定であり、本制度の内容につき事前確認し、信託契約に定める指図を行うものとします。

（省略）

e 株券等の保有方針

（訂正前）

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口)は株式交付規程に従い、取締役の退任時に、累積ポイント数に応じた株式を、一定の受益者要件を満たす取締役に交付することになっています。

なお、信託財産に属する当社株式の数、信託財産の状況等に関しては、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社から、信託期間中、毎月、報告書を受け入れ確認する予定です。

また、当社は日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口)から、割当日より2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることについて、確約書を受領する予定です。

(訂正後)

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)は株式交付規程に従い、取締役の退任時に、累積ポイント数に応じた株式を、一定の受益者要件を満たす取締役に交付することになっております。

なお、信託財産に属する当社株式の数、信託財産の状況等に関しては、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社から、信託期間中、毎月、報告書を受け入れ確認する予定です。

また、当社は日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)から、割当日より2年間において、割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることについて、確約書を受領する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

(訂正前)

当社は、割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)が、払込みに要する資金に相当する金銭として、当社から本信託に拠出される当初信託金を割当日において信託財産内に保有する予定である旨、本信託契約により確認を行っています。

(訂正後)

当社は、割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)が、払込みに要する資金に相当する金銭として、当社から本信託に拠出される当初信託金を割当日において信託財産内に保有する予定である旨、信託契約日に締結する予定の本信託契約により確認を行うこととしています。

g 割当予定先の実態

(訂正前)

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

信託管理人は、(1)弁護士、公認会計士その他の専門実務家(委託者が顧問契約を締結している者を除きます。)であること、(2)委託者、その役員、重要な管理職(以下「役員等」といいます。)、役員等であった者、またはそれらの者の親族、その他特別な利害関係を有する者以外の者であることを要件としており、いずれの要件にも該当する者から、委託者(当社)、受託者(三菱UFJ信託銀行株式会社)が協議の上、選任するものとします。

なお、本信託においては、信託管理人1名を常置し、当初の信託管理人は公認会計士 三宅秀夫氏とします。

また、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に照会を行った結果、同社の出資者や出資比率、役員が日本マスタートラスト信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報と相違ないこと、また、それらに掲載されている「反社会的勢力に対する基本方針」という企業行動規範の基本方針に変更がない旨を確認しました。また、割当予定先が暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為などを行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことについて、本信託契約において確約をしています。

その結果、割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有していないと判断しました。なお、当社は、その旨の確約書を、株式会社東京証券取引所に提出しています。

(訂正後)

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

信託管理人は、(1)弁護士、公認会計士その他の専門実務家(委託者が顧問契約を締結している者を除きます。)であること、(2)委託者、その役員、重要な管理職(以下「役員等」といいます。)、役員等であった者、またはそれらの者の親族、その他特別な利害関係を有する者以外の者であることを要件としており、いずれの要件にも該当する者から、委託者(当社)、受託者(三菱UFJ信託銀行株式会社)が協議の上、選任するものとします。

なお、本信託においては、信託管理人1名を常置し、当初の信託管理人は公認会計士 三宅秀夫氏とします。

また、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に照会を行った結果、同社の出資者や出資比率、役員が日本マスタートラスト信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報と相違ないこと、また、それらに掲載されている「反社会的勢力に対する基本方針」という企業行動規範の基本方針に変更がない旨を確認しました。また、割当予定先が暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為などを行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことについて、信託契約日に締結する予定の本信託契約において確約することとしています。

その結果、割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何ら関係を有していないと判断しました。なお、当社は、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しています。

3 【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

(訂正前)

1株あたりの払込金額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前1ヵ月間(平成27年3月10日から平成27年4月9日まで)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である960円(円未満切捨)といたしました。

取締役会決議日の直前1ヵ月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直前1ヵ月としたのは、直前3ヵ月、直前6ヵ月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお1株あたりの払込金額960円については、取締役会決議日の直前営業日の終値1,030円に対して93.20%乗じた額であり、取締役会決議日の直前3ヵ月間の終値平均925円(円未満切捨)に対して103.78%乗じた額であり、あるいは同直前6ヵ月間の終値平均864円(円未満切捨)に対して111.11%乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものとして判断しております。

また、上記1株あたりの払込金額につきましては、取締役会に出席した監査役3名全員(うち2名は社外監査役)が、特に有利な発行には該当しない旨の意見を表明しております。

(訂正後)

1株あたりの払込金額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前1ヵ月間(平成27年3月10日から平成27年4月9日まで)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である960円(円未満切捨)といたしました。

取締役会決議日の直前1ヵ月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直前1ヵ月としたのは、直前3ヵ月、直前6ヵ月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお1株あたりの払込金額960円については、取締役会決議日の直前営業日の終値1,030円に対して93.20%乗じた額であり、取締役会決議日の直前3ヵ月間の終値平均925円(円未満切捨)に対して103.78%乗じた額であり、あるいは同直前6ヵ月間の終値平均864円(円未満切捨)に対して111.11%乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」の原則により、取締役会決議日の直前日の価額に0.9を乗じた額以上の価額であることに準拠したものであり、特に有利なものとはいえず、合理的なものとして判断しております。

また、上記1株あたりの払込金額につきましては、取締役会に出席した監査役3名全員(うち2名は社外監査役)が、特に有利な発行には該当しない旨の意見を表明しております。

第三部 【追完情報】

(訂正前)

< 前略 >

第3 最近の業績の概要について

< 以下省略 >

(訂正後)

< 前略 >

「第3 最近の業績の概要について」の全文削除

第四部 【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第77期)	自 平成25年12月1日 至 平成26年11月30日	平成27年2月27日 近畿財務局長に提出
---------	----------------	-------------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第77期)	自 平成25年12月1日 至 平成26年11月30日	平成27年2月27日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第78期第1四半期)	自 平成26年12月1日 至 平成27年2月28日	平成27年4月14日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 4月13日

モリト株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 田	明	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 崎	充 弘	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているモリト株式会社の平成26年12月1日から平成27年11月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成26年12月1日から平成27年2月28日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年12月1日から平成27年2月28日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、モリト株式会社及び連結子会社の平成27年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。